

- 理念
- 地域をつなぎ暮らしを支え快適・便利で市民に身近な地域公共交通
- ✓ 地域の多様な交通資源のポテンシャルを最大限引き出すことで、誰もが公共交通を身近に感じられる“まち”を目指します。
 - ✓ 市内の各地域をつなぎ、活発な交流を生み出すことで、市民の豊かで安全・安心な暮らしを支え、まちの更なる魅力向上を目指します。
 - ✓ 行政・交通事業者・市民のみならず、あらゆる関係者が協力して、快適・便利な地域公共交通をみんなで守り育てています。

基本方針Ⅰ | 誰もが手軽にいつでも利用できる地域公共交通

既存の公共交通機関や地域の多様な交通資源の活用により公共交通不便地域を解消し、誰もがいつでも手軽に公共交通を利用できる環境を目指します。

目標1

都市の骨格を形成する幹線交通のサービスレベルの維持・向上

目標2

地域の多様な資源等の活用による持続可能な移動手段の導入

基本方針Ⅱ | 地域をつなぎ交流を生み出す地域公共交通

ハード・ソフトの両面から地域の多様な移動手段をネットワーク化し、市内のどこへでも公共交通を利用してアクセスできる環境を目指します。

目標3

主要駅等における交通結節機能の強化

目標4

最新のデジタル技術等を活用したシームレスな乗り継ぎ環境の実現

基本方針Ⅲ | 市民の安全・安心な暮らしを支える地域公共交通

コンパクト・プラス・ネットワークや低炭素まちづくりを支えるとともに、有事の際にも効果的に活用可能な、安全・安心で快適な暮らしに資する地域公共交通の構築を目指します。

目標5

公共交通を活用したコンパクト・プラス・ネットワークの実現

目標6

まちなかでの市民の活発な交流によるまちの賑わい創出

目標7

災害発生時における公共交通の効果的な活用

基本方針Ⅳ | 市民に愛される便利で快適な地域公共交通

ユニバーサルデザインの推進等により誰もが利用しやすい移動環境を構築し、満足度・質の高い交通サービスを提供するとともに、効果的なPR・情報発信により公共交通の利用促進を目指します。

目標8

関係者や地域との協働による選ばれる公共交通サービスの提供

目標9

誰もが安心して公共交通を利用するための情報発信

取り組むべき課題の解決に向けた理念・基本の方針（今回修正案）

- 理念
- 地域をつなぎ暮らしを支え市民に身近で快適・便利な地域公共交通
- 公共交通を活用したコンパクトなまちづくりを推進するため
- 市内の各地域・地区をつなぎ、円滑な移動を支える「地域公共交通」、
- 市民の豊かで安全・安心な暮らしを支える「地域公共交通」、
- 市民に身近で利用しやすく、快適・便利で持続可能な「地域公共交通」を
- 市民、地域企業・団体、交通事業者、行政が協力し、守り育てています。

基本方針Ⅰ | 誰もがいつでも手軽に利用できる地域公共交通

幹線交通の維持・向上と既存の公共交通機関や地域の多様な輸送資源の活用により公共交通不便地域の解消を促進し、誰もがいつでも手軽に公共交通を利用できる環境を目指します。

目標1

都市の骨格を形成する幹線交通のサービスレベルの維持・向上

目標2

地域の多様な輸送資源等の活用による持続可能な移動手段の確保

基本方針Ⅱ | 地域をつなぎ円滑な移動を支える地域公共交通

ハード・ソフトの両面から地域の多様な移動手段をつなぎ、市内の各地域・地区へ円滑に移動することができる環境を目指します。

目標3

主要駅等における交通結節機能の強化

目標4

最新のデジタル技術等を活用した円滑な乗り継ぎ環境の実現

基本方針Ⅲ | 市民の豊かで安全・安心な暮らしを支える地域公共交通

市民等の活発な交流による「まち」の賑わい創出に資するとともに、災害発生時等においても安定したサービスを提供し、豊かで安全・安心な暮らしを支える地域公共交通の構築を目指します。

目標5

市民等の活発な交流による「まち」の賑わいの創出

目標6

災害発生時等における安定したサービスの提供

基本方針Ⅳ | 市民に愛される快適で便利な地域公共交通

ユニバーサルデザインの推進等により誰もが快適に公共交通を利用することができる環境を整備し、満足度・質の高い交通サービスを提供するとともに、効果的なPR・情報発信により公共交通の利用促進を目指します。

目標7

誰もが公共交通を快適に利用することができる環境の整備

目標8

公共交通を守り、育てていくための情報発信

●持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

公布: 令和2年6月3日
施行: 公布から6ヶ月以内

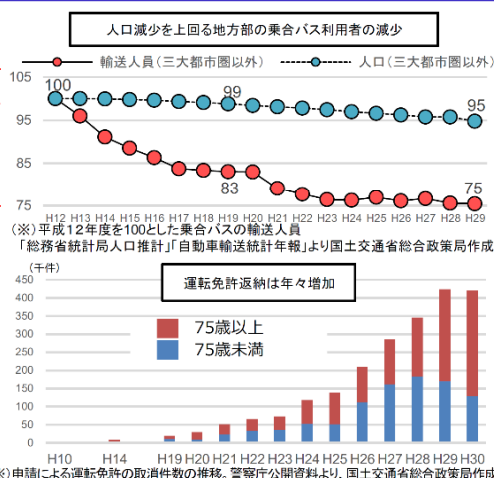
背景・必要性

○人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、**公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している**中、**高齢者の運転免許の返納が年々増加**する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。

○加えて、多様な関係者が連携し、**地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備**することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。

○**地方公共団体**が、交通事業者等と連携して、

- ①公共交通を中心に**地域の輸送資源を総動員**する交通計画を作成
- ②最新技術等も活用しつつ、**既存の公共交通サービスの改善・充実**を徹底するとともに、**国が予算面とノウハウ面から支援**を行うことで、**持続可能な地域公共交通を実現**。



地域が自らデザインする地域の交通

国土交通省

○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- ・地方公共団体による**地域公共交通計画(旧:「地域公共交通網形成計画」)**の作成を**努力義務化**
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
- ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
⇒データに基づくPDCAを強化

○地域における協議の促進

- ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- ・通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



倉敷市地域公共交通計画策定スケジュール（令和3年度）

